

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和7年2月25日付け令和7年花・野菜技術センター公告第1号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。
この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 小高 咲

2 入札に付す事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量

ア 名 称 灯油1リットル当たりの単価(配送料込み)

調達予定数量 54,000リットル

イ 名 称 A重油1リットル当たりの単価(配送料込み)

調達予定数量 103,000リットル

(2) 調達する物品等の仕様

① 灯油JIS 1号

② A重油JIS 1種1号

(3) 契約期間令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 納入場所 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。） 花・野菜技術センター

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 北海道が通知する物品の購入契約参加資格を有すること。

(2) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(5) 北海道内に本店を有し、かつ、滝川市又は滝川市隣接市町村に支店又は営業所等を有すること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期令和7年2月25日(火)から令和7年3月6日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

〒073-0026 滝川市東滝川735番地

道総研花・野菜技術センター総務部総務課 Tel 0125-28-2800

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

滝川市東滝川735番地 道総研花・野菜技術センター総務部総務課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札・開札場所 滝川市東滝川735番地

道総研花・野菜技術センター事務庁舎会議室

(2) 入札・開札日時 令和7年3月18日(火)10時30分

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
免除する。

8 郵便等による入札の可否
認めない。

9 電子入札の可否
認めない。

10 契約書作成の可否
作成する。

11 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

取扱規則第19条第1項に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定より定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、再度の入札に付する。再度の入札に対し落札者がいないとき（初度の入札者が全員辞退した場合を含む）は、取扱規則第28条第1項第5号の規定により、随意契約を行う。

(3) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 道総研花・野菜技術センター総務部総務課
イ 所在地 滝川市東滝川735番地 TEL0125-28-2800

(5) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(8) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(9) その他

この入札説明書のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(10) 消費税等変更に伴う契約変更

契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正に伴い消費税及び地方消費税の変更が生じた場合は、変更契約を締結する。